

荒廃農地等を活用した活動団体支援事業 実施団体の募集について

静岡県では、荒廃農地をはじめとした農地の有効活用を図るため、荒廃農地や荒廃農地化のおそれのある農地を活用し、地域の農業振興に取り組む法人・団体に対し、活動経費の一部に補助金を交付する「荒廃農地等を活用した活動団体支援事業」を実施します。

令和4年度事業について、次のとおり事業実施団体を募集します。

- 募集期間 令和4年5月26日（木）～6月17日（金）
- 事業実施期間 交付決定以降（7月上旬以降の実施を予定）
- 事業者数 5箇所程度

1 応募対象者

静岡県内で荒廃農地の再生や農地の荒廃化防止への取組を通じ、地域の農業振興に取り組む以下のいずれかの者とします。

事業実施者の要件	(1) 静岡県内にて地域活性化に取り組む法人 (2) 3名以上の者で構成し、定款又は組織運営に関する規約が定められている団体。
----------	--

2 補助対象事業

事業に取り組む法人・団体に対し、活動経費の一部を助成します。

事業内容	(1) 荒廃農地等を活用した、農作業体験、新規作物の試作等の取組 (2) その他荒廃農地等を活用した、地域の農業振興に資する取組
実施要件	(1) 概ね 10a 以上の農業振興地域内農用地区域外農地（白地）を含む荒廃農地又は荒廃農地になるおそれのある農地（保全管理農地等）を活用すること (2) 地域の農業振興に資する取組を行うこと

3 補助対象経費

補助金額は対象経費の2分の1以内で、20万円を上限とします。

補助対象は本事業に直接必要な下記の経費とし、昨年度に本事業を実施した団体等が今年度も事業申請を行う場合は、令和4年度は賃借料、役務費、需用費のみ補助対象とします。

項目	内容
賃借料	リース料、会場使用料
役務費	農作業委託料、参加者の傷害保険料
需用費	資材購入費、消耗品費
報償費	講師謝金
通信運搬費	通信費（切手代）
その他	その他必要と認めるもの

4 補助対象期間

補助金の交付決定日以降に行われ、令和5年3月31日までに支出が完了する活動が補助対象です。

5 応募方法

(1) 提出書類

- ① 申請書（様式1）
- ② 実施計画書（様式2）
- ③ 組織の規約
- ④ 活動予定場所の写真
- ⑤ その他参考となる資料

様式は、県HPからダウンロードできます。

県HPトップページ→産業・雇用→農林業→農業ビジネス課→耕作放棄地対策→お知らせ の順にお進みください。

静岡県 荒廃農地 団体支援事業

検索

(2) 受付期間

令和4年5月26日（木）～6月17日（金）

(3) 提出先

静岡県経済産業部農業局 農業ビジネス課 耕作放棄地再生班
〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6 静岡県庁東館9階
メール：nougyoubiz@pref.shizuoka.lg.jp

6 選考方法

- (1) 事業実施者は書類審査により決定します。
- (2) 審査では、期待される効果等を総合的に判断して事業実施者を決定します。

審査結果は通知しますが、採否の理由等についてはお答えできません。

7 QA

Q1 事業で活用できる農地は荒廃農地でなければいけないのか？

A1 市町や市町農業委員会が荒廃農地に区分している農地の他、高齢による離農等により、今後、荒廃化のおそれのある農地も対象になります。

Q2 法人でなければいけないのか？

A2 法人であることの必要はありません。但し、3人以上の者で構成し組織運営に関する規約等が定められていることが必要です。

Q3 対象経費の2分の1の補助とはどういうことか？

A3 総事業費が40万円の場合、上限の20万円を補助します。総事業費が30万円の場合、2分の1の金額である15万円を補助します。



30万円×1/2=15万円を補助

事業に30万円使用

静岡県

【問い合わせ先】

静岡県経済産業部農業局農業ビジネス課耕作放棄地再生班

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

TEL 054-221-2617 FAX 054-221-3688

メール：nougyoubiz@pref.shizuoka.lg.jp